

## 四街道市 HAPPY SMILE マークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四街道市 HAPPY SMILE マーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの形状及び配色)

第2条 ロゴマークの形状及び配色は、四街道市 HAPPY SMILE マーク使用マニュアルに定めるとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、四街道市に帰属する。

(使用申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ四街道市 HAPPY SMILE マーク使用申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) 国又は他の地方公共団体が使用する時。
- (5) 個人・法人・団体等が商品販売等の営利を目的とせず、四街道の魅力を発信する取組に使用する時。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、結果を四街道市 HAPPY SMILE マーク使用承認・不承認通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認について条件を付することができる。

4 申請は、原則としてロゴマークを使用する日の1か月前までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

5 ロゴマークを使用できる期間は、当該使用を承認した日の属する年度の末日までとする。なお、更新の場合も同様とする。

(使用制限)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人又は団体の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められるとき。
- (5) 市及びロゴマークのイメージを損なうと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が不適當と認められるとき。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、ロゴマークの使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認に際し付された条件に違反したとき。
  - (2) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。
  - (3) その他市長が使用を不適當と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、四街道市 HAPPY SMILE マーク使用承認取消通知書(様式第3号)により、通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消した者に対し、その承認に係る物品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
- 4 市長は、承認を取消し、停止等に要する物品の回収等により生じた損害について賠償する責任を一切負わない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 四街道市 HAPPY SMILE マーク使用マニュアルに従い、適正に使用すること。
- (2) 知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用により問題が発生しないようにすること。

(責任の所在)

第9条 市は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、生じた損害を市に賠償しなければならない。

(準拠法及び合意管轄)

第10条 ロゴマークの使用及びこの要綱の解釈及び適用については、日本法に従って解釈又は適用されるものとする。ロゴマークの使用及びこの要綱に関して紛争が生じ、訴訟を行う場合には、本市の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条第 1 項）

年 月 日

四街道市長 様

住 所

（所在地）

申請者 氏 名

（名称及び代表者氏名）

電話番号

四街道市 HAPPY SMILE マーク使用申請書

四街道市 HAPPY SMILE マークを下記のとおり使用したいので、四街道市 HAPPY SMILE マークの使用に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 使用内容
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用期間
- 5 その他（図面等の資料があれば添付すること。）

様式第2号（第4条第2項）

第 号  
年 月 日

様

四街道市長

四街道市 HAPPY SMILE マーク使用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました四街道市HAPPY SMILEマークの使用について、下記のとおり決定しましたので、四街道市HAPPY SMILEマークの使用に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 承認  
（条件）

2 不承認  
（理由）

様式第3号（第6条第2項）

第 号  
年 月 日

様

四街道市長

四街道市 HAPPY SMILE マーク使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認しました四街道市HAPPY SMILEマークの  
使用について、四街道市 HAPPY SMILE マークの使用に関する要綱第6条第1項の規定により  
取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

取消しの理由